

青森市雪対策基本計画



令和3年3月

青森市

【表紙の写真】

（左）ロータリ除雪車による排雪作業の様子

（右）青森山田高等学校新体操部のみなさんによる除雪奉仕活動の様子

目次

第1部 総論

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と目的	3
2. 計画の位置付け	4
3. 計画期間	4
4. 計画の推進	4
5. 青森市総合計画前期基本計画との相関図	5

第2章 計画の基本方向

1. 本市の現状と課題	6
(1)社会・経済情勢	6
(2)市民ニーズ	7
(3)降雪傾向	11
(4)本市の雪対策の現状及び課題	12
2. 計画の基本理念	13
3. 計画の基本方向	14

第2部 各論

第1章 冬期間における安全で安心な道路環境の確保

現状と課題	17
基本方向	19
主な取組	20
1. 除雪水準の確保	20
2. 持続的な除排雪体制の確立	21
3. ICTを活用した除排雪業務の効率化・省力化	21
4. 地域・除排雪事業者・市が連携した除排雪の実施	21
5. 重機オペレーター及び重機の確保	21
6. 雪に関する市民相談への対応	22
7. 除排雪関連情報の収集・提供	22
目標とする指標	22

第2章 冬期間における災害に強いまちの機能の確保

現状と課題	23
基本方向	24
主な取組	24
1. 豪雪時における体制と対応	24
2. 豪雪災害時における体制と対応	25
3. 防災活動拠点施設等周辺の道路交通の確保	25
目標とする指標	25

第3章 雪に強く住みよいまちづくりの推進

現状と課題	27
基本方向	29
主な取組	29
1. 流・融雪溝の整備加速	29
2. 冬期歩行者空間確保の推進	30
3. 雪に強い街区の形成	30
4. 市民の雪寄せ場・雪捨て場の確保	31
5. 道路除排雪の雪堆積場の確保	31
6. 陸奥湾の海洋環境の保全に努めた雪処理施設の利用	32
目標とする指標	32

第4章 市民が共に支え合い助け合う持続可能な雪対策の推進

現状と課題	35
基本方向	36
主な取組	37
1. 『青森市市民とともに進める雪処理に関する条例』の周知	37
2. 除雪ボランティアの育成	38
3. 雪に関する学習機会の提供	38
4. 自主的な雪処理への支援制度等の情報提供	39
5. 雪処理作業における安全確保	39
6. 市民・事業者への融雪施設設置支援	39
7. 地域と取り組む歩行者空間の確保	39
8. 高齢者・障がい者などへの雪処理支援	39
目標とする指標	40

第5章 冬期における市民生活の豊かさと活力の呼び起こし	
現状と課題	41
基本方向	43
主な取組	43
1. 冬を楽しむイベントの活性化	43
2. ウィンタースポーツに親しむことができる環境の充実	44
3. 雪を活用した取組の促進	44
4. 利雪・親雪に関する情報の収集及び発信	44
目標とする指標	45

参考資料

青森市市民とともに進める雪処理に関する条例	49
-----------------------	----

余白ページ



第1部 総論

余白ページ

第1部

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と目的

青森市は、平成17年4月、先人たちの努力により発展を遂げてきた旧青森市と旧浪岡町との合併により誕生し、平成18年10月には、青森県内初の中核市への移行を経て、北東北の拠点都市として、更なる発展を目指してまちづくりを進めてきました。

また、本市は、人口30万人規模の都市としては、国内はもとより世界でも有数の多雪都市であり、県庁所在地としては全国で唯一、市全域が特別豪雪地帯に指定されていることから、市民の雪処理への関心が高く、冬期間の安全・安心のための雪対策の充実が求められています。

一方、本市の雪対策においては、人口減少や少子高齢化の進展、市民のライフスタイルの変化による多様な市民ニーズへの対応、さらには豪雪のほか震災などの災害への対応などが求められています。

このような中、本市では平成28年に「青森市雪対策基本計画」を策定し、「共に支え合い共に創り上げる 元気で住みよい雪国都市の構築」を基本理念に掲げ、これまで雪対策に取り組んできましたが、この度の計画期間の満了に伴い、雪対策の基本である「青森市市民とともに進める雪処理に関する条例」（平成17年青森市条例第144号）を踏まえつつ、限りある経営資源の効果的かつ効率的な活用を図るため、今後の雪対策の方向性を示す「青森市雪対策基本計画」を策定しました。

2. 計画の位置付け

本計画は、「青森市市民とともに進める雪処理に関する条例」第2条の規定により策定が定められている雪処理に関する基本的な計画です。

また、本計画は、「青森市総合計画前期基本計画」に掲げる施策、第5章「つよい街」第1節「防災体制・雪対策の充実」第3項「克雪体制の整備」のほか、雪に関連する施策に関する取組をまとめた個別計画です。

3. 計画期間

計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年とします。

4. 計画の推進

本計画では、施策の進捗度を測定するため、第2部各論の各章の施策の主な成果について目標とする指標を設定し、計画最終年度の令和5年度における目標値を定めています。

計画の推進に当たっては、「青森市市民とともに進める雪処理に関する条例」に基づく市民・事業者・行政の各主体の責務を踏まえ、パートナーシップによる雪対策を推進します。

また、指標の進捗状況などを通じて評価・検証を行うとともに、社会・経済情勢などの本市を取り巻く環境の変化や市民意識調査などの市民ニーズを踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うなど、柔軟かつ的確に対応します。

5. 青森市総合計画前期基本計画との関連図



第1部

第2章 計画の基本方向

1. 本市の現状と課題

(1) 社会・経済情勢

本市を取り巻く社会経済環境は、急激に進む人口減少や少子高齢化とそれらに伴う労働力人口の不足、全国各地で多発する大規模な自然災害を契機とした防災意識の高まり、情報通信技術の急速な進化など、大きく変化してきています。

また、2011（平成23）年の東日本大震災、2018（平成30）年の北海道胆振東部地震のほか、近年、全国各地で発生している大規模地震や局地的な集中豪雨とそれに伴う土砂災害、予期せぬ降雪による被害など、全国的に見て大規模な自然災害が多発しており、本市でも発生しないとは限りません。

さらには、人口減少・少子高齢化の進展や生活様式の変化などに伴い、多様化・複雑化する地域課題等に適切に対応していくためには、行政が中心となった取組だけでは限界が生じています。

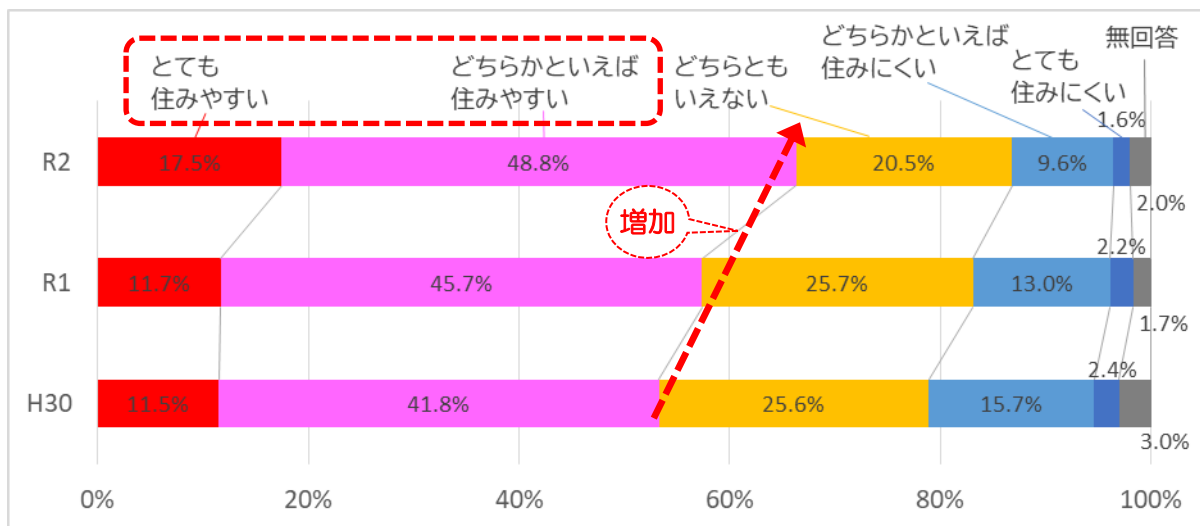
本市においては、このような環境変化に迅速かつ的確に対応するとともに、本市の緊急課題である人口減少に立ち向かうための新たなまちづくりを進めていく必要があります。

(2) 市民ニーズ

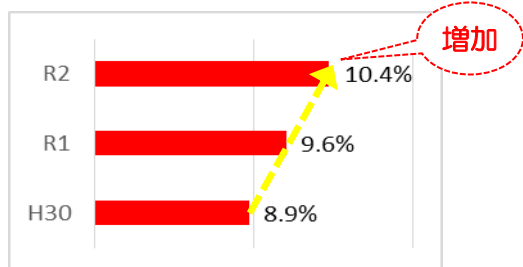
《ア 令和2年度 青森市民意識調査（回収者数1,473人）より》

(ア) 住みやすさの評価に関する結果

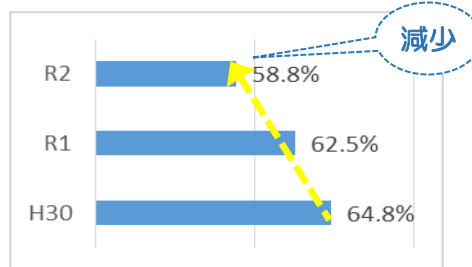
あなたにとって、青森市は住みやすい市ですか。（○は1つ）



「とても住みやすい」又は「どちらかといえば住みやすい」のうち、「冬期間でも安心して生活できる」の割合



「どちらかといえば住みにくい」又は「とても住みにくい」のうち、「冬期間に安心して生活できない」の割合



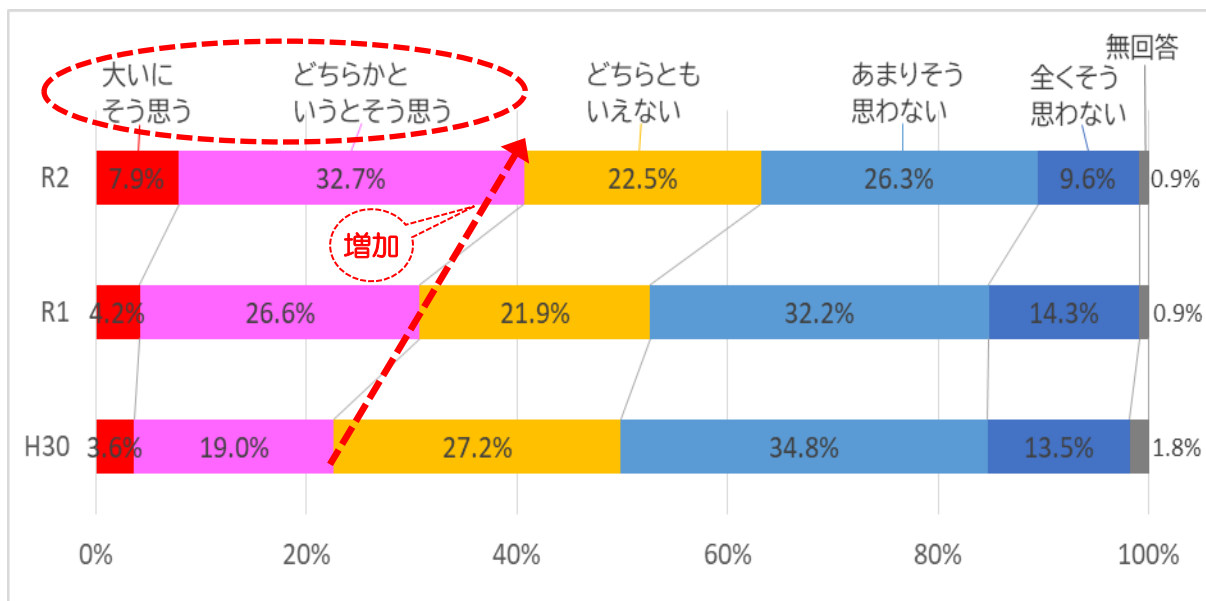
市民の声

令和2年度に実施した調査によると、青森市は「とても住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」を合わせた「住みやすい」と回答した方の割合は66.3%となっており、「とても住みにくい」と「どちらかといえば住みにくい」を合わせた「住みにくい」と回答した方の割合の11.2%を大きく上回っております。

また、「住みにくい」と回答した方のうち58.8%は、冬期間に安心して生活できないことをその理由の一つにあげています。

(イ) 青森市の雪対策に関する結果

あなたは、青森市は雪への備えが十分な街だと思いますか。(〇は1つ)



市民の声

青森市の雪対策について、雪への備えが十分だと「大いにそう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた「そう思う」と回答した方の割合は40.6%と、「あまりそう思わない」と「全くそう思わない」を合わせた「そう思わない」と回答した方の割合の35.9%を上回っています。

☆令和2年度青森市民意識調査の結果から

令和2年度青森市民意識調査の結果から、青森市は、比較的住みやすいまちであると多くの市民が感じている一方、過去3年間で減少傾向にあるものの、冬期間の生活に不安を感じている市民がいることもわかります。

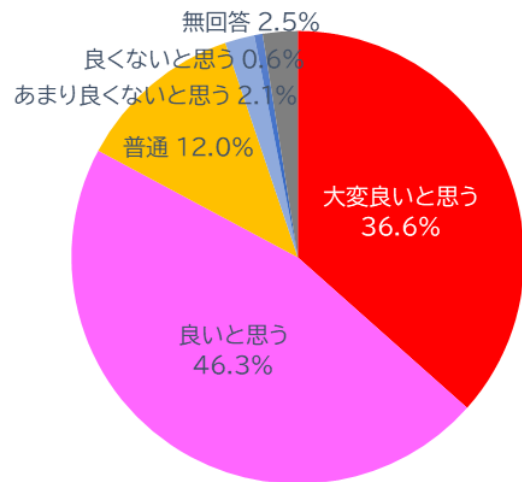
また、青森市の雪対策について、雪への備えが十分かとの質問に、「あまりそう思わない」又は「全くそう思わない」を合わせた「そう思わない人」の割合は、過去3年間で減少傾向にあるものの、令和2年度の調査においては、約36%の市民が、さらなる雪対策の必要性を感じていることがわかります。

《イ 平成30年度 青森市民意識調査（回収者数1,602人）より》

(ア) 自主的な除排雪への支援に関する結果

あなたは、青森市が地域で自主的な除排雪の実施を希望する団体に対して小型除雪機を無償で貸し出すなど、官民一体の雪対策の推進に努めていることについて、どう思いますか。（〇は1つ）

選択肢	割合
大変良いと思う	36.6%
良いと思う	46.3%
普通	12.0%
あまり良くないと思う	2.1%
良くないと思う	0.6%
無回答	2.5%



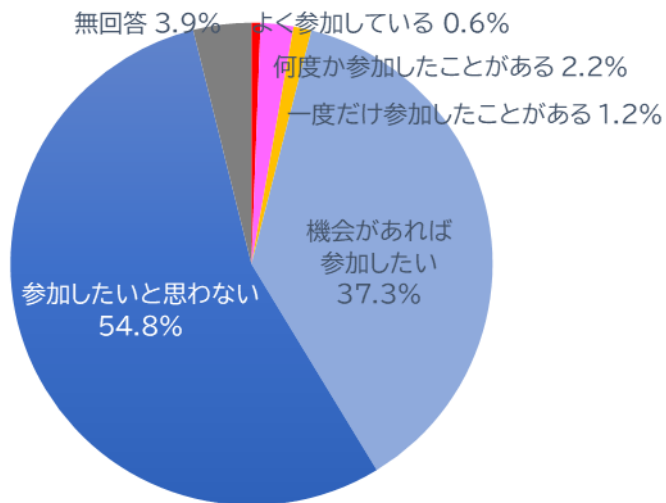
市民の声

本市で実施している、地域における自主的な除排雪のための小型除雪機の貸与について、「大変良いと思う」と「良いと思う」を合わせた“良いと思う”と回答した方の割合は82.9%となっており、「あまり良くないと思う」と「良くないと思う」を合わせた“良くない”と回答した方の割合の2.7%を大きく上回っています。

(イ) 除雪ボランティアに関する結果

青森市は、除雪活動に対しボランティアポイント制度などにより支援を行っています。
あなたは、除雪ボランティア活動に参加したことがありますか。(〇は1つ)

選択肢	割合
よく参加している	0.6%
何度か参加したことがある	2.2%
一度だけ参加したことがある	1.2%
機会があれば参加したい	37.3%
参加したいと思わない	54.8%
無回答	3.9%



市民の声

除雪ボランティア活動への参加について、「よく参加している」、「何度か参加したことがある」及び「一度だけ参加したことがある」を合わせた“参加したことがある人”の割合は、4.0%となっています。

また、「参加したいと思わない」と回答した方の割合が54.8%と最も高く、次に、「機会があれば参加したい」の37.3%となっています。

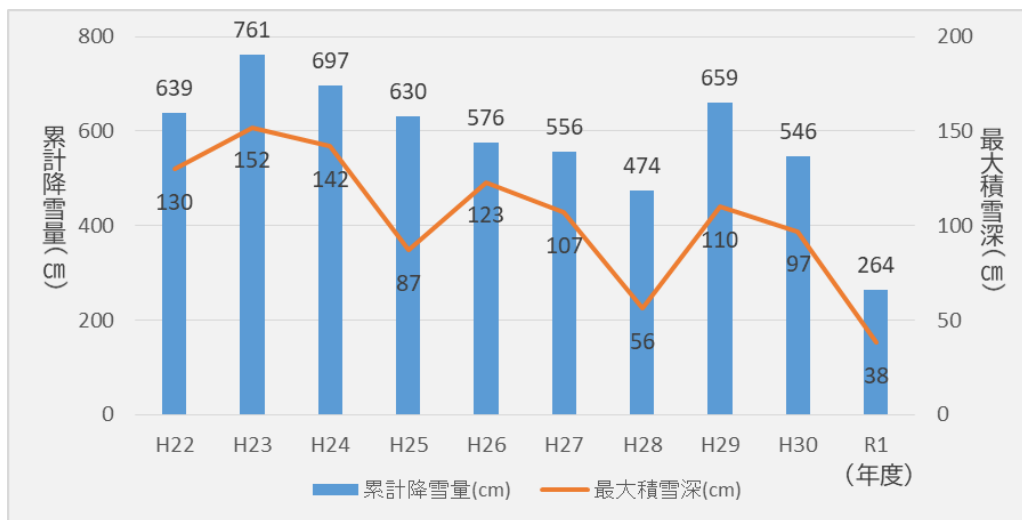
☆平成30年度青森市民意識調査の結果から

平成30年度青森市民意識調査の結果から、地域での自主的な除排雪に対する本市の支援として行っている除雪機の貸与について、多くの方が肯定的にとらえているがわかります。

除雪ボランティア活動については、活動経験がある方の割合は低いものの、未経験者の中でも、機会があれば参加したいと考えている方が4割近くいることがわかります。

(3) 降雪傾向

人口30万人規模の都市としては、国内はもとより世界でも有数の多雪都市であり、県庁所在地としては全国で唯一、市全域が特別豪雪地帯に指定されている本市では、過去10年間に最大積雪深が100cmを超える豪雪が、平成22年度～24年度の3年間、平成26年度～27年度の2年間及び平成29年度と発生しており、豪雪と少雪を繰り返しています。また、平成27年度には、降り始めが遅かったものの、年末からのまとまった降雪が1月も断続的に続くなど、短期間での集中的な降雪も発生したほか、令和元年度には、累計降雪量264cmと記録的な少雪も発生しています。



[累計降雪量と最大積雪深の推移]

(4) 本市の雪対策の現状及び課題

本市では、雪対策の基本として「青森市市民とともに進める雪処理に関する条例」を制定し、同条例の目的を踏まえるとともに、同条例に規定されている市民・事業者・行政それぞれの責務に基づき、これまで雪対策を進めてきました。

今後は、人口減少や少子高齢化の進展と、それに伴う地域コミュニティの弱体化や各家庭における雪処理の担い手の減少などの社会環境の変化に対応するため、パートナーシップによる雪処理を強化していく必要があります。

特に、高齢者や障がい者のみで構成される世帯においては、自らの労力のみで雪を処理することが困難な場合があることから、ロードヒーティングなどの雪処理施設を設置するなどの雪を考慮した住まいづくりや、雪処理に対する支援など、冬期に備えた生活環境を築いていくことが重要となっています。

また、冬期の円滑な道路交通の確保はもちろんのこと、機械除排雪に伴う寄せ雪への対応、児童・生徒の安全な通学路の確保、自主的な雪処理ができる流・融雪溝の整備に加え、ライフスタイルの変化に伴い複雑化・多様化している市民ニーズに対応していく必要があります。

さらに、冬期間を通じて雪が降り続くことによって発生する豪雪はもとより、一定期間に降雪が集中する豪雪に加え、突然発生する地震などの自然災害に対しても、事前に備えるための除排雪体制の整備が必要となっています。

一方で、雪のマイナス面への対応と併せ、プラス面に着目すると、スキーやカーリングなどのウィンタースポーツは、市民にとっての大切な楽しみであるとともに、貴重な観光資源となっているほか、雪冷熱など雪国ならではの様々な技術やノウハウが蓄積されており、これらの雪を地域資源として有効活用を進めることが重要です。

2. 計画の基本理念

本市では、私たち青森市民一人ひとりが、互いに支え合いながら効率的に雪処理を行うことに努め、冬期において誰もが安全に安心して生活できる快適なまちづくりを推進するために、「青森市市民とともに進める雪処理に関する条例」を制定し、本条例に基づき、冬期間における地域の実情・特性に合った除排雪の推進や雪に強く住みよいまちづくりの促進のほか、市民・事業者・行政の各主体が、それぞれの役割を踏まえ、貴重な地域資源としての雪の有効活用、豪雪や震災などの災害への対応など、総合的な雪対策を進めています。

これらのことから、地域・除排雪事業者・行政が連携し、効果的・効率的な除排雪を推進するとともに、市民が共に支え合い助け合う持続可能な雪対策を促進し、快適なまちの実現を目指し、本計画の基本理念を、

共に支え合い 助け合う
雪につよく快適なまちの実現

と定めます。

3. 計画の基本方向

本計画に掲げた基本理念の実現を目指し、次の5つの基本方向に基づく雪対策を推進します。

1. 冬期間における安全で安心な道路環境の確保

地域・除排雪事業者との連携のもと、除排雪関連情報の共有化を図りながら、地域の実情や特性に合った丁寧な除排雪を実施します。

2. 冬期間における災害に強いまちの機能の確保

豪雪時において、市民生活への影響を最小限にするため、全庁体制での対応の充実を図るとともに、冬期間の災害時に備え、市民の避難経路と物資の輸送経路の確保を図ります。

3. 雪に強く住みよいまちづくりの推進

地域における自主的な雪処理を支援する流・融雪溝の整備などにより、冬期における通学路などの歩行者空間を確保し、雪に強く住みよいまちづくりを推進します。

4. 市民が共に支え合い助け合う持続可能な雪対策の推進

多くの市民のボランティア活動を促進し、地域やボランティア団体などとの連携により、持続可能な雪対策を推進します。

5. 冬期における市民生活の豊かさと活力の呼び起こし

雪国で育まれた文化・知恵・経験などを活かし、子どもから高齢者まで、人と雪が共生する快適な冬の暮らしを促進します。



第2部 各論

余白ページ

第2部

第1章 冬期間における安全で 安心な道路環境の確保

◆ 現状と課題

多雪都市である本市においては、冬期間における道路交通機能の低下が発生していることから、概ね3か月以上にわたる降雪・寒冷期の安全で快適な市民生活や円滑な経済活動の確保が重要となっています。

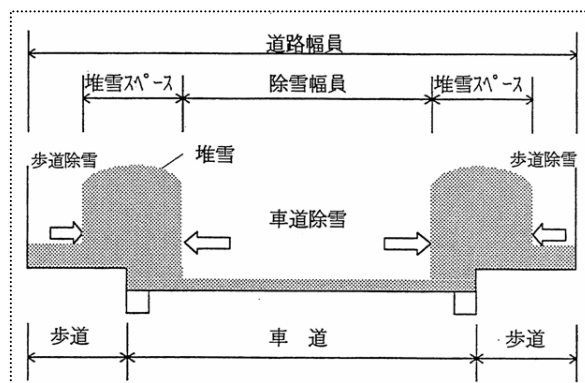
本市では、「青森市市民とともに進める雪処理に関する条例」に基づき、除排雪事業の実施体制や実施方法などの詳細を定めた「青森市除排雪事業実施計画」を策定し、毎年度、実施結果を検証し、計画を見直しながら除排雪を行っています。

また、市民のライフスタイルの変化や人口減少・少子高齢化の進展に伴い社会環境が変化する中、除排雪に対する市民ニーズを的確に捉え、冬期間における安全で円滑な道路交通を確保するための効果的・効率的な除排雪を推進しています。

《除雪水準の状況》

現在の機械除排雪の路線は、幹線から生活路線までほとんどの車道を対象としており、その総延長は1,300kmを超えています。それぞれの道路の機能や重要度、交通量や幅員構成などの内容が多様であるため、その特性に応じた除雪作業が必要です。

除雪とは、道路内（車道及び歩道）に積もった雪を、機械などによって一時的に路側に堆積する作業であり、除雪を行うためには道路空間の一部を堆雪スペースとして確保する必要があります。（図表道路幅員図参照）



[図表 道路幅員図]

除雪水準については、どれだけの幅を確保するか（除雪幅員水準）と、どのような路面状態を維持するか（路面状態水準）の2つの要素がありますが、降雪状況などにより一時的に水準の維持が困難な場合があるほか、雪の堆積スペースが十分に確保できない路線も多く存在することから、道路特性に応じた除排雪を行う必要があります。

また、近年、まとまった降雪が続き、幹線・補助幹線の除雪作業に相当の日数を要し、結果として、工区の除排雪作業の開始に遅れが生じる場合があることから、除排雪事業者間の連携強化など、除排雪体制の強化が必要となっています。

《機械除排雪の状況》

本市における道路上の雪処理手段は、迅速かつ柔軟な除排雪が可能な機械除排雪が主力となっており、流・融雪溝などの市民が利用する雪処理施設を整備した地区においても、道路の除排雪は行わなければなりません。

除排雪事業者においては、除雪グレーダーやロータリ除雪車の維持・更新が大きな負担となっているほか、重機オペレーターの高齢化などにより、担い手の確保に課題を抱えていることから、除排雪体制を維持するための重機や重機オペレーターの確保が重要となります。

市においては、少子高齢化時代を迎え、財政負担や除排雪業務に必要となる職員の確保や技能の継承が課題となっており、除排雪業務における効率化・省力化の体制を構築する必要があります。



[機械除排雪]

《地域と連携した除排雪の状況》

道路の機械除排雪は、「工区」や「路線」に分けて行っていますが、その中でも、地域の通学路やバス路線など、特に配慮を要する路線のほか、地区ごとの街区形状や道路幅員、近年の市街地の拡大に伴う雪押し場の減少など、除排雪の作業環境が地域によって異なっていることから、市民ニーズや地域の実情・特性に応じた除排雪が必要となります。

また、除排雪作業の安全性確保及び交通渋滞回避などのため、深夜の限られた時間内で、迅速に道路状況を改善することが求められることから、除排雪作業の効率化を図る必要があります。

《雪に関する市民相談の状況》

平成17年から毎冬設置している「雪に関する市民相談窓口」には、平成27年度から令和元年度までの5か年平均で約4,500件/年の相談が寄せられており、市民の生活様式の変化に伴い多様化する、雪に関する様々な相談に対して的確に対応する必要があります。

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
青森地区	6,186	2,775	6,961	4,953	957
浪岡地区	157	99	294	374	62
合 計	6,343	2,874	7,255	5,327	1,019

〔「雪に関する市民相談窓口」直近5年間の受付件数〕

《除排雪関連情報に関する状況》

繰り返される降雪や気温の変動によって刻々と変化する冬期間の道路状況において、本市の除排雪作業は、市がパトロールした情報に基づく指令を原則として、各工区や路線に割り当てた除排雪事業者が行っていることから、冬期間に市民が安全、円滑に道路交通を利用するため、事業者が行う除排雪作業の状況を的確に把握し、市民からの問い合わせなどに対して適切に情報提供する必要があります。

◆ 基本方向

地域・除排雪事業者との連携のもと、除排雪関連情報の共有化を図りながら、地域の実情や特性に合った除排雪を実施します。

◆ 主な取組

1. 除雪水準の確保

冬期間における交通機能を低下させることのない道路状態を確保するため、それぞれの道路の特性を勘案しながら、路線ごとの除雪の水準を明確化します。

除雪水準の考え方としては、道路幅員の確保を優先し、その利用方法などによる要素により、基本的に4種類5段階に分類し、それぞれの除雪水準を次のとおり設定します。

[除雪水準]

道路分類	目安となる要素	除雪水準※1
幹線	バス路線、都市計画道路及び特に定めた主要路線。	○除雪幅は、車線数※2を確保できる幅員とする。 (交通に支障のない範囲で車道や歩道の一部を雪堆積スペースとして活用する)
補助幹線	地域内の幹線と幹線を結ぶ路線及び幹線から学校等公共施設に通じる路線。	○除雪幅は、車線数※2を確保できる幅員とする。 (交通に支障のない範囲で車道や歩道の一部を雪堆積スペースとして活用する)
郊外幹線	郊外地域内における主要幹線(集落と集落を結ぶ幹線)。	○除雪幅は、車線数※2を確保できる幅員とする。 (交通に支障のない範囲で車道や歩道の一部を雪堆積スペースとして活用する)
生活路線	道路幅員 6.5m以上。	○小型車※3同士のすれ違いを可能にする。
	道路幅員 6.5m未満。	○救急車や消防車等の緊急車両の通行幅を確保する。

※1 豪雪時などには、主要な幹線を優先し、順次交通機能を確保します。

※2 車線数は、原則、2車線以上とします。

※3 小型車とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)上の小型車のことを指します(いわゆる普通車)。

また、地域によって除排雪状況に差が生じないように、除雪パトロール担当職員の研修を通じて、除排雪出動指令判断の平準化を図るとともに、除排雪作業終了後の仕上がりに差が生じないように、重機オペレーターの運転技術の向上などを図るための研修や講習会を通じて、除排雪作業の平準化を図ります。

やむを得ない事情により除排雪作業に遅れが生じたと認められる場合には、除排雪事業者間の連携による除排雪作業を実施し、除排雪作業進捗状況のばらつき解消を図る体制を構築します。

2. 持続的な除排雪体制の確立

少雪により除排雪事業者が除排雪作業を行わなかった場合においても、除排雪機械の維持管理のために必要となる経費を保障することにより、持続的な除排雪体制の確立を図ります。

3. ICT を活用した除排雪業務の効率化・省力化

冬期間の円滑な道路交通を確保するため、除雪水準及び毎年度策定する「青森市除排雪事業実施計画」に基づく適切な除排雪の実施により、道路の機械除排雪作業の効率向上を図ります。

また、除排雪体制を維持していくため、官民連携の下、ICT等の先進的技術を活用し、除排雪業務の効率化・省力化に関する、調査・研究を行います。

4. 地域・除排雪事業者・市が連携した除排雪の実施

除排雪の実施方法のほか、路上駐車や道路への雪出しといった、除排雪作業に支障をきたす行為への対応を地域の関係者と協議するなど、地域の情報を町（内）会・除排雪事業者・市の3者が共有し、地域の実情や特性に合わせた除排雪作業を実施します。

5. 重機オペレーター及び重機の確保

重機の運転技術の向上に向けた研修や講習会の実施や受講支援を通じ、重機オペレーターの育成によるオペレーターの確保に努めます。

また、除排雪事業者へ貸与する重機の効果的・効率的な整備を進め、除排雪事業者の重機の確保を支援します。

6. 雪に関する市民相談への対応

「雪に関する市民相談窓口」を冬期間に設置し、道路除排雪をはじめとする、市民が抱える幅広く数多い雪に関する相談に対応するとともに、豪雪時などには、相談体制の拡充を図ることにより、相談・要望に機動的に対応できる体制を構築します。

また、市が管理する道路以外に係る相談・要望やパトロール情報について、国・県との情報共有体制の充実に努めます。

7. 除排雪関連情報の収集・提供

除排雪事業の管理業務の高度化・効率化を図り、除排雪事業者の作業状況及び道路状況を的確に把握するとともに、市民に対して除排雪作業の進捗状況を公開します。



[除排雪実施状況ホームページ]

◆ 目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
◆「地域コミュニティ除排雪制度」の利用団体数 町(内)会・除排雪事業者・市が連携して除排雪を行う地域コミュニティ除排雪制度の利用団体数	15団体 (2020(令和2)年度)	21団体

第2部

第2章 冬期間における災害に 強いまちの機能の確保

◆ 現状と課題

本市では、豪雪時や豪雪災害時において、全庁体制による対応に加え、関係機関との連携により、市民生活への影響を最小限に抑えるよう取り組むとともに、平時から、これら豪雪時などにおける体制や対応を再点検するなど、随時改善を図っています。

また、「青森市地域防災計画」などに基づき、甚大な被害を与える大規模災害や、火災をはじめとする都市型災害の発生に備え、市民の生命を守り、財産への被害を抑制するための体制や都市基盤の整備を進めています。

《豪雪時の状況》

多雪都市である本市においては、平成27年度から令和元年度までの過去5年間のうち2度、最大積雪深が100cmを超える豪雪が発生しており、市民生活への影響を最小限に抑えるため、豪雪時における対応を整備するとともに、豪雪時に増加する排雪作業を効率的に進めるため、重機やダンプトラック、雪堆積場の確保を図る必要があります。

また、近年、豪雪により市民生活に大きな支障が生じる場合があることから、国・県等との連携などにより、豪雪時における除排雪体制をはじめとした雪害対策を強化する必要があります。

《豪雪災害時の状況》

豪雪災害は、多雪都市である本市にとって、毎年起こり得る最も身近で市全域に関わる災害であることから、豪雪災害時などの対応について示す「青森市地域防災計画」に基づき、全庁体制での対応を行う必要があります。

《防災機能や物資の輸送経路の確保の状況》

冬期間の地震などの自然災害時における防災機能の確保については、災害発生後の対応では市民生活に大きな支障が生じかねないことから、防災活動拠点施設などの周辺の

道路交通を確保する必要があります。

また、防災資機材や生活必需物資を備蓄している防災活動拠点施設のバックアップ施設から、備蓄が不足した避難所などへの物資輸送を円滑に行うため、道路交通を確保する必要があります。

◆ 基本方向

豪雪時において、市民生活への影響を最小限にするため、全庁体制での対応の充実を図るとともに、冬期間における災害時に備え、市民の避難経路と物資の輸送経路の確保を図ります。

◆ 主な取組

1. 豪雪時における体制と対応

青森地方气象台における積雪深が100cmを超え、さらに、それ以後の降雪量・積雪深が増加する見込みであることや、市全域の幹線道路における交通状況が大きく悪化していることなど、市内の状況を総合的に勘案し、雪による市民生活への大きな支障が生じるおそれがあると判断する場合には、市民生活への影響を最小限に抑えるため、除排雪事業実施計画に基づき豪雪対策本部を設置します。

豪雪対策本部を設置した後は、平時の対応に加え、道路の幅員確保などのための排雪作業が多くなることから、国・県・関係機関と連携しながら、除排雪作業に必要な重機やダンプトラックの確保を進めるとともに、国・県との相互に連携した取組等について検討し、速やかに雪堆積場を拡大できる体制の整備を図ります。

また、豪雪となることが見込まれる場合、除排雪事業実施計画に基づき除排雪対策本部から速やかに豪雪対策本部に移行できるよう、豪雪対策本部設置の準備段階における体制を整備します。

2. 豪雪災害時における体制と対応

豪雪対策本部を設置した後に、更なる降雪により、青森地方気象台における積雪深が150cmを超え、さらに、それ以後の降雪量・積雪深の増加が見込まれる場合や、市全域にわたる道路交通の麻痺や建物の倒壊が生じ、高齢者世帯などにおいて日常生活が困難になる場合があるなど、雪による市民生活への深刻な影響が発生した場合には、直ちに豪雪災害対策本部を設置します。

豪雪災害対策本部を設置した後は、屋根雪の処理が困難な世帯への支援や通学路等歩道の確保といった、市民からの相談、要望に迅速に対応するため、市職員による雪処理の体制を構築します。

また、国・県・警察などと連携した監視や対応を一層強化するとともに、必要に応じて災害対応に係る機関への派遣・協力要請を行います。

さらには、ライフラインなどの重要な都市基盤を管理する企業や各種団体とも連携しながら、市民・事業者・行政の協働による対応を進めます。

3. 防災活動拠点施設等周辺の道路交通の確保

冬期の災害発生時においても、地域住民が迅速かつ適切な避難行動や避難所運営等が自主的に行えるよう、適切な除排雪の実施により防災活動拠点施設等周辺の道路交通の確保に努めます。

また、災害発生時に防災資機材や生活必需物資を備蓄している防災活動拠点施設から物資輸送ができるよう、適切な除排雪の実施により幹線道路などの主要な路線の道路交通の確保に努めます。

◆ 目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
◆雪捨て場設置箇所数 道路除排雪作業を行う際に除排雪事業者が利用する雪捨て場の設置箇所数	33箇所 (2020(令和2)年度)	35箇所

[参考：防災活動拠点施設一覧（令和2年4月1日現在）]

No.	施設名	No.	施設名
1	油川小学校	31	戸山西小学校
2	荒川小学校	32	長島小学校
3	金浜分教室	33	浪打小学校
4	小牧野遺跡保護センター	34	浪館小学校
5	泉川小学校	35	野内小学校
6	浦町小学校	36	橋本小学校
7	大野小学校	37	浜田小学校
8	沖館小学校	38	浜館小学校
9	北小学校	39	原別小学校
10	合浦小学校	40	古川小学校
11	金沢小学校	41	横内小学校
12	甲田小学校	42	大栄小学校
13	幸畑小学校	43	浪岡北小学校
14	小柳小学校	44	浪岡野沢小学校
15	三内小学校	45	浪岡南小学校
16	三内西小学校	46	本郷小学校
17	篠田小学校	47	女鹿沢小学校
18	新城小学校	48	中央市民センター
19	新城中央小学校	49	古川市民センター
20	中央市民センター鶴ヶ坂分館	50	西部市民センター
21	孫内農村センター	51	沖館市民センター
22	千刈小学校	52	油川市民センター
23	高田小学校	53	東部市民センター
24	菟町小学校	54	大野市民センター
25	佃小学校	55	荒川市民センター
26	造道小学校	56	横内市民センター
27	筒井小学校	57	戸山市民センター
28	筒井南小学校	58	北部地区農村環境改善センター
29	堤小学校	59	浪岡中央公民館
30	東陽小学校	60	ユース浅虫

第2部

第3章 雪に強く住みよい まちづくりの推進

◆ 現状と課題

本市では、平成28年度に策定した「青森市雪対策基本計画」及び平成27年に策定した「第2期青森市冬期バリアフリー計画」に基づき、冬期の安全で快適な歩行者空間の確保に向け、流・融雪溝や歩道融雪などの計画的な整備を進めています。

また、空地を活用した市民雪寄せ場の確保による市民の自主的な雪処理の支援や合流式下水道管を利用した融雪施設を活用するなど、既存都市基盤を有効活用した雪処理を進めています。

《流・融雪溝の整備状況》

流・融雪溝は、地域の雪処理に有効な手段の一つであるとともに、市民からの要望が多い施設となっています。

青森地区においては、技術的に整備可能と考えられる地区において、順次、調査・整備を進めており、また、浪岡地区においては、整備効果や必要性を検討した上で、一定の条件を満たす路線を選定しながら、順次、整備を進めています。

流・融雪溝の整備に当たっては、水源となる河川などの冬期間の必要水量の確保や、整備の支障となる道路の埋設物といった物理的・技術的な問題により、短期的な整備は困難であることから、計画的な整備を進める必要があります。

また、地域の流・融雪溝の管理組合の組織や整備後の運用に当たっては、高齢化の進行や地域コミュニティの担い手不足などにより、地域の協力体制の確保が困難になっていることから、地域住民の理解と協力の増進を図る必要があります。

《歩道融雪施設などの整備状況》

国・県と連携しながら、冬期における雪国特有の障害（バリア）である歩道路面の積雪・凍結を解消し、歩行者が安全で快適に移動できるネットワークの形成を図る必要があります。

また、快適な冬期歩行者空間を維持・確保するため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、協働を進める必要があります。



《住宅密集地の道路状況》

住宅密集地など道路が狭く、電柱などが道路の両側に配置されている箇所が多い地区においては、道路の有効幅員が狭くなり、効率的な除排雪の妨げとなっています。

《市民雪寄せ場の状況》

雪処理をスムーズに行うための場所を確保し、市民の自主的な雪処理を支援するため、地域住民による雪寄せ場としての土地の提供を呼びかけるなど、市民雪寄せ場を確保する必要があります。

《道路除排雪のための雪堆積場の状況》

市の道路除排雪作業を迅速かつ効果的・効率的に行うため、工区や幹線などの作業区域に近い場所に、道路除排雪の排雪先となる雪堆積場を確保する必要があります。

《融雪処理施設の状況》

機械除排雪した雪は郊外の雪堆積場だけでは処理しきれないことから、一部を青森港にも運搬・投雪していますが、土砂や固形物などの雪への混入物により、陸奥湾の汚染や、海上を浮遊する雪塊が船舶と衝突する等の懸念があることから、雪処理施設の活用など、陸奥湾の海洋環境への負担軽減を考慮した排雪作業を行う必要があります。

◆ 基本方向

地域における自主的な雪処理を支援する流・融雪溝の整備などにより、冬期における通学路などの歩行者空間を確保し、雪に強く住みよいまちづくりを推進します。

◆ 主な取組

1. 流・融雪溝の整備加速

青森地区においては、流・融雪溝の整備可能地区として選定した15地区(※)のうち、平成26年度からは8地区目となる佃地区の整備を進めるとともに、平成30年度からは9地区目となる篠田地区の調査に着手しており、両地区の供用開始に向けた調査・整備をさらに推し進めます。

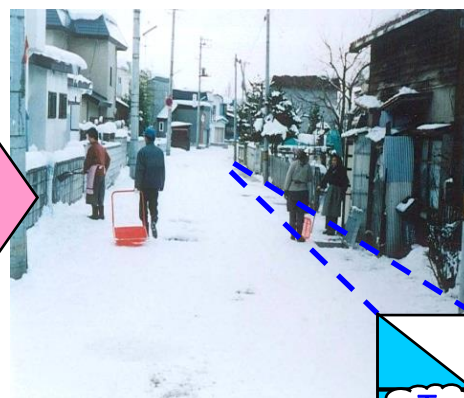
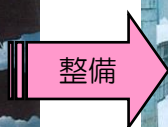
また、浪岡地区においては、北中野地区における流・融雪溝の供用開始に向けた調査・整備をさらに推し進めます。

【※15地区整備状況(令和2年4月1日現在)】

- 整備済 6地区(奥野、大野、野内、本泉、桜川、筒井)
- 整備中 2地区(佃、篠田)
- 未整備 6地区(三内、三内稲元、沖館、妙見、原別、浅虫)
- その他 1地区(油川については、一部整備済)



[整備前]



[整備後]

[流・融雪溝の整備]

2. 冬期歩行者空間確保の推進

積雪・凍結といった冬期における雪国特有の障害（バリア）を解消するとともに、安全で快適な歩行者空間の確保を目指して、「第2期青森市冬期バリアフリー計画」に基づき、冬期歩行者空間の確保を進めます。

また、国道や県道における歩道融雪の整備や除雪については、国・県に対して要望又は協議を行うなどの連携を図るほか、市民・事業者・行政の役割について周知するなど、市民や関係機関との協働による取組を進めます。

3. 雪に強い街区の形成

住宅密集地など、道路が狭く、電柱などが道路の両側に配置されている箇所が多い地区については、道路側溝の整備に併せて電柱の再配置などを行うことにより、道路幅員を最大限に有効活用し、除排雪の効率化を図ります。

屋根雪対策として、新築の建物については、道路交通への支障、隣地への落雪、河川などの流水への支障などをきたさないよう、敷地内における雪堆積場所の確保や屋根の無落雪化などについて指導します。

また、既存の建物については、職員によるパトロールや市民などからの情報提供を踏まえ、明らかに道路交通などへ支障をきたすと予見される場合には、適切な対応を行うよう、建物の所有者への指導に努めます。



[整備前]

[整備後]

[電柱の再配置]

4. 市民の雪寄せ場・雪捨て場の確保

地域住民の雪寄せ場として利用できる空地を町会へ貸付けした場合に市が支援を行う市民雪寄せ場の提供について市民や地域への周知を行います。

また、公共用地については、敷地内に設置されている施設などに支障がない範囲で雪寄せ場として利用するとともに、市民が自宅敷地内の雪を持ち込み捨てることのできる雪捨て場の更なる確保について検討します。



[市民雪寄せ場]



[市民雪捨て場]

5. 道路除排雪の雪堆積場の確保

多様化する市民ニーズに対応しながら、迅速かつ効率的に1,300キロメートルを超える延長の道路除排雪作業を行うため、工区や幹線などの作業区域に近い場所での道路除排雪の排雪先となる雪堆積場の適地についての調査、検討を行います。

6. 陸奥湾の海洋環境の保全に努めた雪処理施設の利用

除排雪した雪の適切な処理により陸奥湾の水質を保全するため、八重田浄化センター内積雪・融雪処理槽の利用を促進するとともに、海中に投雪された雪に混じるごみなどの分散を防ぐ機能を持ち、海水熱による融雪施設を備えた「青森港本港地区緑地（浜町）雪処理施設」の利用を促進します。



[八重田浄化センター内積雪・融雪処理槽]

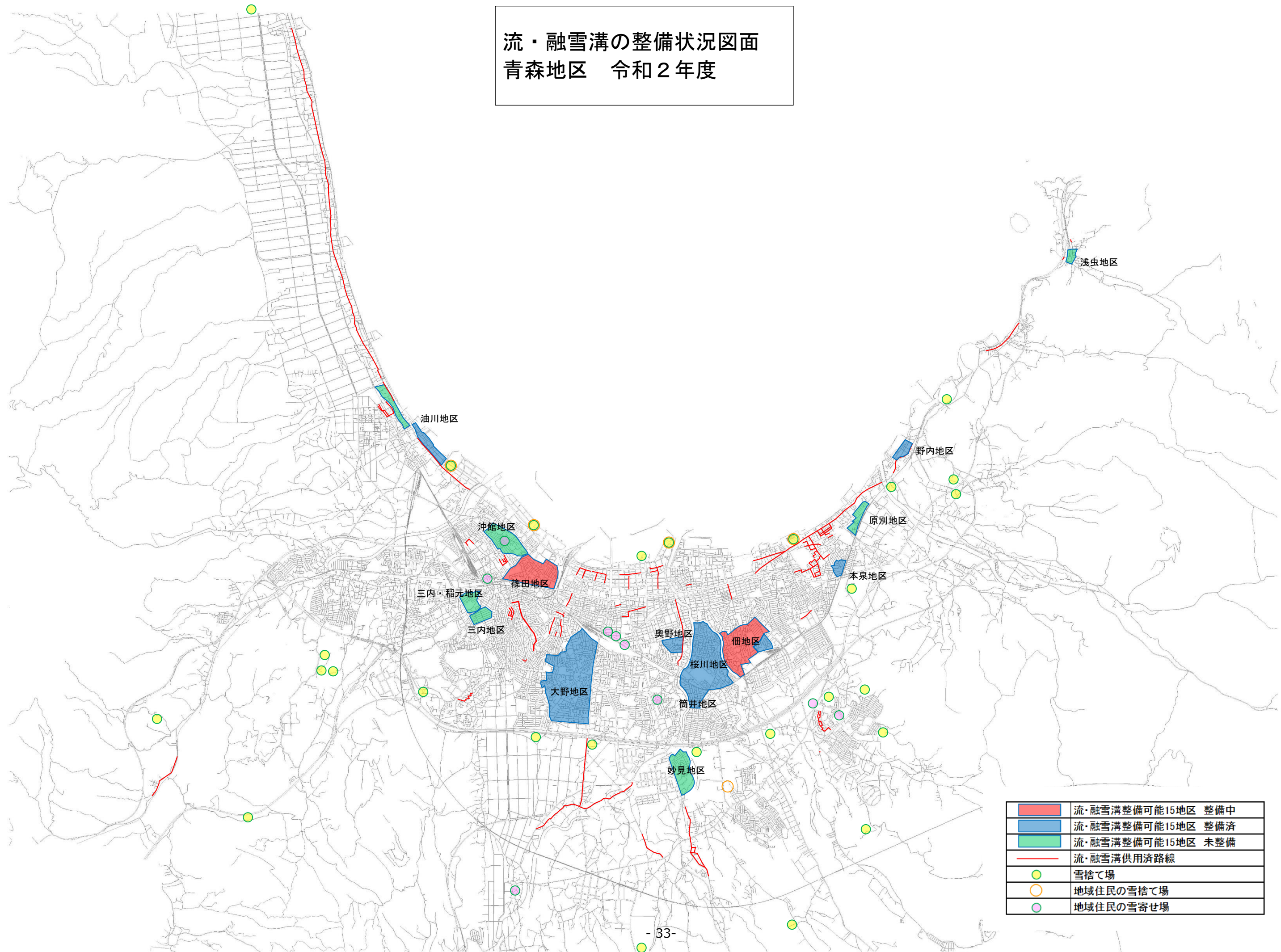


[青森港本港地区緑地（浜町）の雪処理施設]

◆ 目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
◆地域の自主的な雪処理施設の供用に向けた整備延長	—	—
①佃地区における流・融雪溝の整備延長	5.4 km (2020(令和2)年度)	8.6 km
②篠田地区における流・融雪溝の整備延長	0.0 km (2020(令和2)年度)	2.7 km
③北中野地区における流・融雪溝の整備延長	0.1 km (2020(令和2)年度)	0.7 km

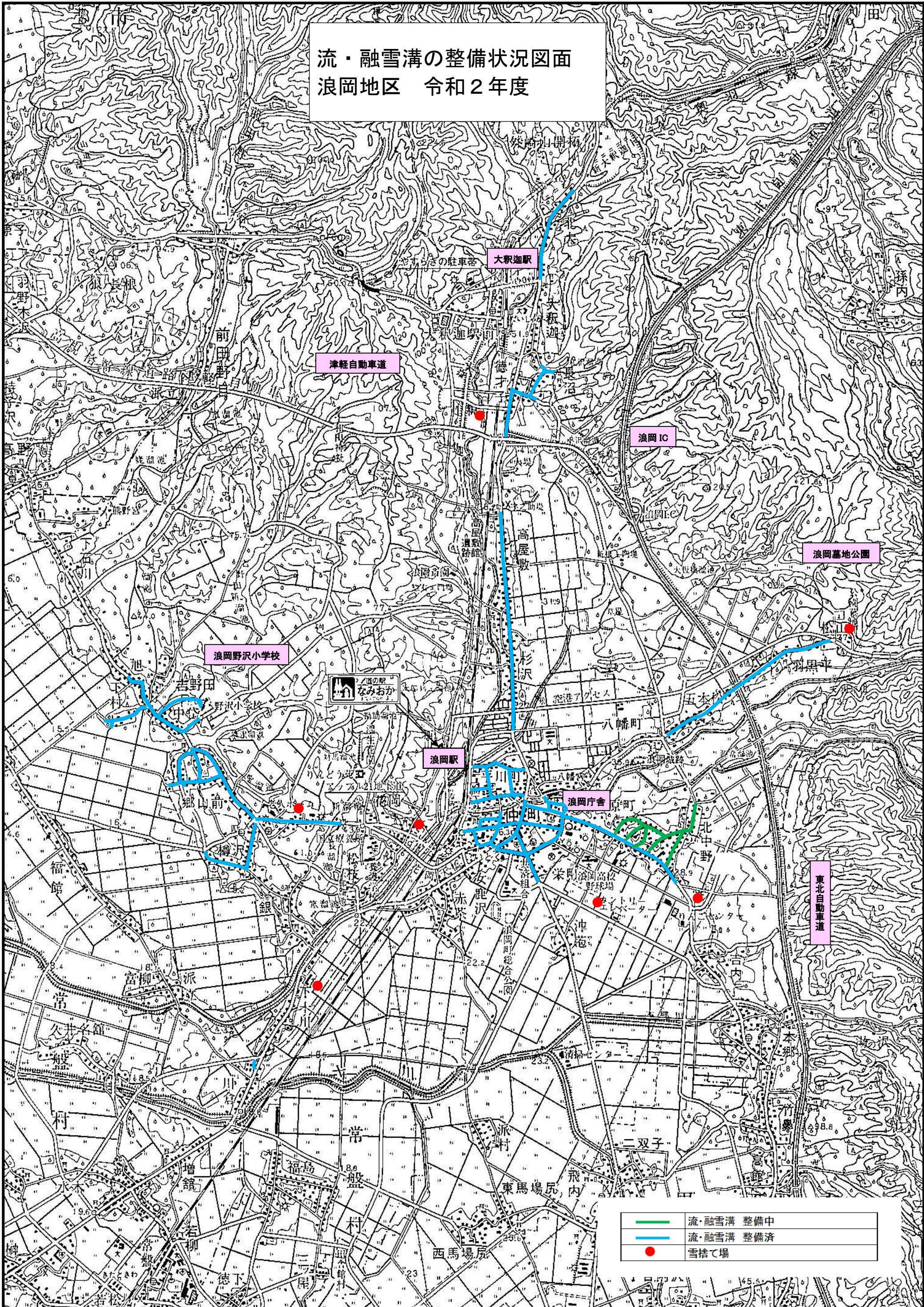
流・融雪溝の整備状況図面
青森地区 令和2年度



■	流・融雪溝整備可能15地区 整備中
■	流・融雪溝整備可能15地区 整備済
■	流・融雪溝整備可能15地区 未整備
---	流・融雪溝供用済路線
●	雪捨て場
○	地域住民の雪捨て場
●	地域住民の雪寄せ場

余白ページ

流・融雪溝の整備状況図面
浪岡地区 令和2年度



—	流・融雪溝 整備中
—	流・融雪溝 整備済
●	雪捨て場

余白ページ

第2部

第4章 市民が共に支え合い助け合う 持続可能な雪対策の推進

◆ 現状と課題

本市では、少子高齢化の進展によって雪処理の担い手の減少が危惧されるとともに、複雑化・多様化する市民ニーズに対応しながら、限りある経営資源を効果的かつ効率的に活用し、将来にわたって持続可能な雪処理を行っていくため、市民などの自主的・主体的な雪処理に対して支援するなど、市民・事業者・行政の協働による雪対策を進めています。

また、平成17年度に「青森市市民とともに進める雪処理に関する条例」を制定し、市民・事業者・行政の雪処理に関する責務を定めることにより、冬期において誰もが安全に安心して生活できる快適なまちづくりを推進しています。

《雪処理におけるルールやマナーなどの周知の状況》

道路除排雪など、主に行政が担ってきた雪処理について、市民のライフスタイルや意識の変化などを背景として、歩道除雪など市民が共に雪処理に取り組む動きが広がってきています。

しかしながら、依然として路上駐車や敷地内の雪を道路へ出すなど、円滑な道路交通をはじめとする快適な冬期生活環境に支障をきたす行為が見受けられることから、雪処理に関する協働の必要性や市民のルールやマナーについて、市民の理解を図る必要があります。

特に、将来を担う子どもたちの親雪等に関する意識の醸成を図るため、雪について学習する機会などを通じた情報提供を行う必要があります。

また、雪処理を考慮した暮らしを構築するとともに、市民などと市の協働による取組の推進を図るため、効果的な雪処理支援を進める必要があります。

《除排雪に関する情報提供の状況》

市が除排雪事業者への委託によって行っている除排雪業務に対して、毎年、市民などから数多くの意見や要望が寄せられており、それらの意見の中には、市が公表している除排雪業務に関する情報が不足しているために不安を感じていると思われるものも見られることから、情報不足による市民などの不安を軽減する必要があります。

《雪処理作業における安全確保の状況》

多雪都市である本市においては、毎年、雪処理作業中の事故が発生しており、事故を未然に防ぐための安全対策の周知とともに、事故が発生した場合の被害を軽減するための注意を喚起する必要があります。

《自主的・主体的な雪処理への支援の状況》

雪を堆積するスペースが確保できない狭小住宅地や住宅密集地などにおいては、付近住民等がやむを得ず歩道と車道の上に積み上げた雪が歩道側に崩落し、歩道の通行が困難となる場合があることに加え、歩行者が車道を通行せざるを得ない場合に、車道の路側部がすり鉢状になることにより、歩行者の転倒や交通事故の発生が危惧される危険な状態となる場合があります。

このようなことから、生活路線も含めた安全な道路交通を確保するため、市が行う道路除排雪に加えて、地域などの団体による除排雪の仕組みを構築するとともに、継続的な活動に向け、支援していく必要があります。

《高齢者・障がい者などへの雪処理支援の状況》

高齢者・障がい者などについては、自力で雪処理を行うことが困難な世帯があることから、冬期間に安全・安心に生活ができるよう、屋根の雪下ろしや間口除雪に対する支援のほか、地域における雪処理支援の担い手を確保する必要があります。

◆ 基本方向

多くの市民のボランティア活動を促進し、地域やボランティア団体などとの連携により、持続可能な雪対策を推進します。

◆ 主な取組

1. 『青森市市民とともに進める雪処理に関する条例』の周知

「青森市市民とともに進める雪処理に関する条例」の周知や雪処理に関する市民の自主的・主体的な取組の情報提供などを通じて、市民・事業者・行政のそれぞれの主体が責任を持って取り組み、社会情勢の変化に対応しながら、将来にわたって持続可能な雪対策の実現を目指します。

◎参考

【除排雪作業に当たって市民の皆さんへご協力していただきたいこと】

- 膝下程度の寄せ雪処理にご理解とご協力をお願いします。
- 作業中の除排雪車両に近づくのは大変危険です。絶対に近づかないで！
- 飛び出し危険！雪遊びは安全な場所を選びましょう。
- 除排雪作業の支障とならないよう、ごみ出しの日時と場所を守りましょう。
- 乗り入れ鉄板・ブロックが除排雪作業の妨げになります。取り外して！
※安全確保のため除排雪作業は、原則として深夜に行います。

▼以下を守らないと、「青森市市民とともに進める雪処理に関する条例」違反になります！

- 河川等への投雪で、流水を妨げないでください。
- 敷地内（宅地・事業所・駐車場棟）の雪は道路に出さないでください。
- 路上駐車はやめましょう！たった一台でも、除排雪作業ができなくなります。

2. 除雪ボランティアの育成

市が行う道路除排雪に加えて、自主的に排雪を行う地域団体などに対する除雪用具の支援や、地域や大学、ボランティア団体などの連携による自主的な除排雪の仕組みの構築、ボランティアポイント制度の活用などにより、大学生等の若い世代をはじめとする多くの市民の除雪ボランティア活動を促進し、地域における雪処理の担い手確保に努めます。



[ボランティアによる除雪作業]

3. 雪に関する学習機会の提供

地域の将来を担う子どもたちに対して、雪について学習する機会を通じて、雪処理のルールやマナーを伝えるとともに、雪に関する知識や経験の少ない市民に対して情報提供を行うなど、雪処理に関する市民の理解を促進します。



[「雪学習教室」の様子]

4. 自主的な雪処理への支援制度等の情報提供

市民・事業者が自主的・主体的に歩道や自宅などの雪処理を行う場合などに利用できる各種支援制度の情報提供を行います。

また、除排雪業務に対する市民などの不安を軽減し、市民・事業者と共に協働して雪処理を進めるため、除排雪方法など除排雪業務に係る情報提供を行います。

5. 雪処理作業における安全確保

冬期間の雪処理に関する事故の防止や抑制を図るため、分かりやすく、具体的な内容での情報提供を行うなど、雪処理作業における安全対策の普及啓発を図ります。

6. 市民・事業者への融雪施設設置支援

屋根雪の道路への落雪や敷地内から出される雪による道路交通への支障を防止するため、市民・事業者が家庭や事業所の敷地内及び屋根の雪を自主的に処理するための融雪施設の設置を支援します。

7. 地域と取り組む歩行者空間の確保

安全な歩行者空間を確保するため、市が行う歩道除雪に加えて、地域などの団体が行う歩道除雪に除雪機を貸与するとともに、除雪経費の一部を支援します。



[地域住民に貸与する除雪機と歩道除雪]

8. 高齢者・障がい者などへの雪処理支援

高齢者・障がい者などの自力での雪処理を行うことが困難な方に対し、青森市社会福祉協議会を主体とした、地域住民や事業者・団体などの多様なボランティアによる間口除雪や屋根の雪下ろしを支援します。

◆ 目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
◆除雪ボランティア登録者数 青森市ボランティアポイント制度における地域福祉サポーターの登録者のうち「雪対策支援」分野の活動を希望する者の数	508人 (2017(平成29)年度)	538人
◆小型除雪機の貸出率 町(内)会、PTA 等が貸出を希望する台数に対する貸出台数の割合	100.0% (2020(令和2)年度)	100.0%

第2部

第5章 冬期における市民生活の 豊かさと活力の呼び起こし

◆ 現状と課題

本市における降雪・寒冷期は概ね3か月以上にわたるため、その間、市民は、雪処理の負担や道路交通の遅滞などの雪のマイナス面への対応に直面します。

その一方で、雪は、潤沢な水資源や雪国ならではの美しい風景、スキーやカーリングなどのウィンタースポーツの楽しみなども与えてくれるほか、雪国ならではの気候風土が独特の文化を育む土台になっているなど、地域資源としてのプラス面を有しています。

また、本市では、これまでも冬季における賑わいの創出を図るとともに、冬でも気軽に楽しむことができるウィンタースポーツの促進に取り組んできているほか、雪を資源として捉えた取組として、浪岡地区において雪室・氷温技術を活用した低温熟成施設を有しているなど、本市は雪や冬の恵みを活かす高いポテンシャルを有しています。

《冬のイベントに関する状況》

美味しい食べ物や飲み物、雪を利用した遊び、気候風土が育む芸術などの楽しさや嬉しさは、雪国の個性であり、大切な文化であることから、冬のイベントの開催など雪に親しむ機会を通じて、市民の快適な冬の暮らしを促進する必要があります。

また、本市は、冬季における観光客数が夏季などに比べ落ち込む状況にあることから、冬季における観光魅力の向上を図る必要があります。



[青森冬まつり]



[あおもり雪灯りまつり]

《ウィンタースポーツに関する状況》

ウィンタースポーツの盛んな本市においては、スキーやカーリングなどのウィンタースポーツは、冬期間における運動不足を解消するとともに、健康増進にも寄与することから、積雪寒冷地である本市の地域特性を活かし、ウィンタースポーツを楽しめる環境づくりに取り組む必要があります。



[モヤヒルズ]

《雪の利活用に関する状況》

雪国・北国では、昔から、食料品の寒干しや雪の適度な湿度と冷熱を利用した雪室による貯蔵など、雪や寒さを恵みとして利用する様々な知恵が生まれ、生活に活かされてきました。

このようなことから、雪を資源の一つとして捉え、利活用を進める必要があります。



[低温熟成施設（青森市浪岡交流センター「あびねす」）]

《親雪に関する状況》

市全域が特別豪雪地帯に指定されている本市では、古くから「親雪（雪に親しむ）」に関する取組が数多く行われていますが、本市と同様の他の豪雪地帯においても、その地域の気候風土に育まれた独自の取組が行われていることから、先進的な事例を調査・収集するとともに、市民生活に有益なものについて、情報発信する必要があります。

◆ 基本方向

雪国で育まれた文化・知恵・経験などを活かし、子どもから高齢者まで、人と雪が共生する快適な冬の暮らしを促進します。

◆ 主な取組

1. 冬を楽しむイベントの活性化

雪国で育まれた文化・知恵・経験を活かし、青森ならではの取組を進めるとともに、子どもから高齢者まで楽しむことができる、様々なイベントの開催や情報発信により、冬を楽しむイベントの活性化を図ります。

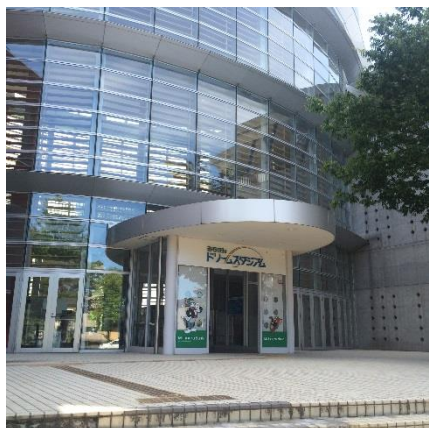
また、日本三大樹氷の一つであり、国際ブランド化を進めている八甲田の樹氷のほか、スノーアクティビティなど、本市の観光資源を最大限に活用し、冬季観光メニューの充実を図ります。



[八甲田]

2. ウィンタースポーツに親しむことができる環境の充実

各種ウィンタースポーツ大会や教室の開催、小学校へのスキースロープの設置支援など、市民が気軽にスキーやカーリングなどのウィンタースポーツに親しむことができる環境の充実を図ります。



[青森市スポーツ会館]



[カーリング]

3. 雪を活用した取組の促進

雪を資源の一つとして捉え、青森市浪岡交流センターの低温熟成施設において、観光客等が夏に雪を体験できるイベント開催のほか、雪室等を活用した地域ブランド品の開発促進、関係機関と連携した農産物の保存実験などを行います。

また、冬期間の快適な暮らしの構築に資することを目的に活動する団体に対して支援を行います。

4. 利雪・親雪に関する情報の収集及び発信

本市は、人口30万人規模の都市としては世界でも有数の多雪都市であり、本市における市民・事業者・行政の協働による雪対策や雪を利用する取組や雪国の気候風土が育んだ文化など、本市の大きな魅力について、全国に情報発信するとともに、利雪・新雪に関する先進地の情報収集を行います。

また、本市と同様に豪雪都市となっている他都市との雪に関する取組の情報共有など、雪に関する都市間連携を図ります。

◆ 目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
◆冬季観光入込客数（延べ人数） 冬季（1-3,11,12月）に本市を訪れた 観光客数	1,773千人 (2017（平成29）年)	1,883千人

余白ページ



參考資料

余白ページ

青森市市民とともに進める雪処理に関する条例

平成十七年四月一日

条例第四百四十四号

改正 平成二二年三月条例第一三号

私たちの住む青森市は、陸奥湾や八甲田山に代表される雄大で緑豊かな自然、三内丸山遺跡やねぶた祭に代表される世界に誇る歴史と文化を有する北の中核都市です。

その一方で、人口約三十万人を擁する都市としては、国内外でも有数の豪雪都市であり、雪による障害を乗り越え、冬をいかに楽しく、快適に過ごすかは永遠の命題となっています。

この命題を克服し、冬期において市民の生活の豊かさと活力を呼び起こし、降雪期の市街地における利便性を確保するためには、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を自覚し、協働することが必要です。

私たち青森市民一人ひとりが、互いに支え合いながら効率的に雪処理を行うことに努め、冬期において誰もが安全に安心して生活できる快適なまちづくりを推進するために、この条例を制定します。

(目的)

第一条 この条例は、市民総ぐるみで効率的かつ秩序ある雪処理を行うため、市、市民及び事業者の果たすべき責務を明らかにし、もって互いの協力により雪を克服し、住みよい雪国都市の構築を図ることを目的とする。

(市の責務)

第二条 市は、この条例の目的を達成するため、雪処理に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定し、これに基づく施策を連携して実施するよう努めなければならない。

2 前項の基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 道路交通の確保のために行う除排雪に関する事項
- 二 雪に強い都市基盤の整備に関する事項
- 三 市民及び事業者（以下「市民等」という。）の自主的な雪処理に対する市の支援に関する事項

四 その他雪処理に関し必要な事項

- 3 市は、道路交通の確保等を効率的に行うため、毎年度、当該年度の車道及び歩道等の除排雪に関する事業計画（以下「事業計画」という。）を策定し、公表するものとする。
- 4 市は、基本計画及び事業計画の実施に当たっては、市民等に当該計画の周知を図り、市民等の協力が得られるよう努めなければならない。

（市民の責務）

第三条 市民は、自主的な雪処理に努めるとともに、雪処理に関し互いに協力し、助け合うものとする。

- 2 市民は、地域の高齢者世帯、障害者世帯等のうち、特に援護を必要とする世帯の雪処理への支援に努めるものとする。
- 3 市民は、国、県又は市が実施する雪処理に関する施策等に協力するものとする。

（事業者の責務）

第四条 事業者は、事業活動を行うことに伴う社会的責任を自覚し、雪処理を行うに当たっては、他の迷惑とならないように自らの責任において適正に処理するものとする。

- 2 事業者は、地域の雪処理に関する活動において市民と協力し、助け合うものとする。
- 3 事業者は、国、県又は市が実施する雪処理に関する施策等に協力するものとする。

（遵守事項等）

第五条 市民等は、冬期における市民生活の安全を確保するため、雪処理を行うに当たり、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 国、県又は市によって除排雪される道路（第三項において「道路」という。）には、みだりに自己の使用する敷地内の雪を出さないこと。
 - 二 河川、水路等（以下「河川等」という。）への投雪により、流水に支障を及ぼさないようにすること。
- 2 市民等は、建築物等を新築（増築及び改築を含む。）する場合には、当該建築物等の敷地内における雪の堆積場所の確保、屋根の無落雪化等により、道路交通への支障、隣地への落雪、河川等の流水への支障等の迷惑を及ぼさないように十分配慮しなければならない。
 - 3 市民等は、自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。以下同じ。）を道路に駐車するときは、違法駐車等

(法第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条若しくは第四十九条の三第三項の規定に違反して自動車を駐車する行為又は自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十五号)第十一条(第三項を除く。)の規定に違反する行為をいう。)に該当しない場合であっても、除排雪作業の支障とならないようにしなければならない。

(平成二二条例一三・一部改正)

(勧告)

第六条 市長は、前条第一項又は第三項の規定が守られないことにより、道路交通若しくは河川等の流水に著しい支障が生じると認めるとき又は除排雪作業に支障が生じると認めるときは、その原因となる行為をした者に対し、当該規定を守るよう又は必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、市民又は事業者が前条第二項の配慮を欠くことにより、道路交通若しくは河川等の流水に著しく支障を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるときは、その原因となる行為をした者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二二年三月条例第一三号)

(施行期日)

この条例は、平成二十二年四月十九日から施行する。

余白ページ



青森市民憲章

わたくしたちは、青い空、青い海、青い森にいだかれ、悠久の歴史と香り高い文化と伝統に満ちた青森市の市民です。

わたくしたちは、郷土あおもりを心から愛し、夢と希望にあふれたしあわせなまちとするためこの憲章を定めます。

- 1 自然をたいせつにし
美しいまちにしましょう
- 1 元気に働き
活気のある豊かなまちにしましょう
- 1 たがいに助け合い
あたたかいまちにしましょう
- 1 笑顔でふれあい
明るく平和なまちにしましょう
- 1 楽しく学び
いきがいをを感じるまちにしましょう

平成 17 年 4 月 27 日制定



市の木
【あもりとどまつ】



市の花
【はまなすの花】



市の鳥
【ふくろう】



市の昆虫
【ホタル】

青森市雪対策基本計画

- 発行年 令和3年3月
 - 編集・発行 青森市（都市整備部道路維持課雪対策室）
〒030-8555
青森市中央一丁目22番5号
Tel：017-734-1826
Fax：017-752-9019
-